

壱岐市監査委員公表第6号

財政援助団体等監査の結果に関する報告に対し、壱岐市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年9月11日

壱岐市監査委員	吉田	泰夫
壱岐市監査委員	殿川	穂
壱岐市監査委員	左野	健治

指導事項に係る措置状況等

〔所管部局〕

No.	監査対象機関	内 容	措置状況
1	商工振興課	規程等の整備について 当該団体において、壱岐市に準じた事務の執行が行われているものと解するが、経理規程・決裁規程・旅費規程等必要な規程の制定がないので、規程等の整備について指導を行うこと。	経理規定、事務規定、事務決裁規定、旅費規程について整備するよう指導を行いました。

〔財政援助団体等〕

No.	監査対象機関	内 容	措置状況
1	壱岐市ふるさと商社	規程等の整備について 経理規程、決裁規程、旅費規程等、必要な規程が定められていない。また、労働基準法の改正等による就業規則及び給与支給規則の見直しもされていないので、これらの整備を行うこと。	これまで市の規定に基づき適正に処理しておりましたが、経理規定、事務規定、事務決裁規定、旅費規程について整備を行いました。また、就業規則及び給与支給規則の見直しを行いました。